

台東区内指定通所介護事業者 各位

通所介護費における個別機能訓練加算の算定要件について

日頃から台東区の介護保険運営にご協力いただきありがとうございます。

介護保険法の規定に基づく「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の通所介護費における個別機能訓練加算には区分ⅠとⅡがございますが、算定要件につきまして各事業者により認識に相違があることから、今般、改めて本加算の算定要件について下記のとおりお示し致しますので、各事業者におかれましてはご確認のうえ、今後の事業所運営を行って頂きますようお願いいたします。

記

1. 対象基準

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6 通所介護費 注10 個別機能訓練加算

2. 個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の共通点と違いについて

別紙1のとおりお示ししますので、ご確認ください。

※参考資料

【別紙2-1】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【別紙2-2】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

【別紙2-3】通所介護、地域密着型通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の掲示について